

様式3

## 随意契約理由書

担当課

危機管理課

契約内容	契約件名	館山市防災行政無線屋外拡声子局更新工事	
	業務概要	防災行政無線屋外拡声子局3か所の更新工事を行う。	
	契約金額	金22,485,320円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年4月1日	
	契約期間	令和3年4月1日 ~ 令和3年9月30日	
	契約の相手	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号 JRCシステムサービス株式会社関東支店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>館山市防災行政無線屋外拡声子局は、柱は建柱後30年以上、無線装置は設置後13年経過しているものがあり、老朽化が進んでいる。今回、早期更新の必要がある3か所（船形小学校、館山小学校、館山中学校）の屋外拡声子局更新工事を行うもの。</p> <p>請負業者のJRCシステムサービス株式会社は、当該子局を設置した日本無線株式会社の子会社として、現在、館山市防災行政無線保守点検委託業務を請け負っており、本請負業者以外の業者では、拡声放送をするためのインターフェースについて技術的要件を満たさないため、現無線システムとの接続は不可能である。</p> <p>また、請負金額については、機器費分は、建設物価版又はJRCシステムサービス株式会社の通常取扱時の金額より安価に設定しており、労務費分は、国土交通省の単価基準に基づいて算出されている。</p>			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

博物館

契約内容	契約件名	館山市立博物館集会室窓修繕	
	業務概要	館山市立博物館本館集会室窓の開閉作動不良を解消するため、窓サッシハンドル等の新品交換修繕を実施する。	
	契約金額	金480,700円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年4月7日	
	契約期間	令和3年4月7日 ～ 令和3年6月10日	
	契約の相手	館山市亀ヶ原547-5 株式会社 田辺工務店	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	見積比較の実施：【3者以上見積比較】	
	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い 30万円以下
	財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
	物件の借入	40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
博物館本館集会室は、博物館主催の講座、教室等の会場として定期的を使用している。コロナ過における3密対策として換気を充分に行うため、窓開閉作動不良を早急に解消する必要がある。3者見積比較により、最も低価格で施工可能な業者を選定した。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

環境センター

契約内容	契約件名	1号ガス冷却水噴霧用電動弁等更新工事	
	業務概要	館山市清掃センター内のガス冷却水噴霧用電動弁が故障し、焼却業務に支障をきたしているため、温度記録計とともに早急に更新する。	
	契約金額	金3,971,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年5月24日	
	契約期間	令和3年5月24日 ~ 令和3年8月31日	
	契約の相手	品川区南大井6-26-3 日立造船(株)東京本社	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>清掃センター1号焼却炉から排出されるガスの冷却工程に使用している冷却水の噴霧用電動弁が故障したため、応急処置として手動による弁の開閉作業を行っているが、冷却水を過剰に噴霧せざるを得ないため、早急に記録計とともに電動弁を更新する必要がある。</p> <p>清掃センターの機器・装置には、設計・施工業者が意匠登録等の知的財産権を有するものがあり、他社には確認しえない内容が含まれているため、本工事を行える唯一の業者として、本業者と随意契約を締結するものである。</p>			

様式 3

## 随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	市道4040号線 道路陥没補修工事	
	業務概要	道路陥没補修工事 ・土工 ・舗装版切断(As舗装) ・舗装版破碎 ・路盤(再生クラッシャーランRC-40:資材支給) ・基層(再生密粒度A s 13mm t = 50mm:資材支給) ・表層(再生密粒度A s 13mm t = 50mm:資材支給)	一式 一式 一式 一式 一式 一式
	契約金額	金381,200円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和3年4月26日	
	契約期間	令和3年4月26日 ~ 令和3年4月30日	
	契約の相手	館山市高井783番地 房総道路 株式会社	
	根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下
2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
令和3年4月26日に当該工事箇所において道路陥没が発見された。アスファルト舗装の路面下に大きな空洞が確認され、車両や歩行者の通行が大変危険な状況となっている。当該市道は利用する通行車両が多く、直ちに機能回復を行う必要が生じた。早急に現状を打開するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ協力会会員である房総道路 株式会社 が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。			

様式3

## 随意契約理由書

担当課

建築施設課

契約内容	契約件名	那古小学校大型土のう設置工事			
	業務概要	那古小学校敷地における大型土のうの設置工事を行う。			
	契約金額	金651,200円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年5月12日			
	契約期間	令和3年5月12日	～	令和3年5月15日	
	契約の相手	館山市船形263 倉持工業株式会社			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					
随意契約理由					
那古小学校敷地において落石を発見した。このままでは児童の安全と学校運営に支障があるため直ちに対策を行う必要がある。早急に対策するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ、協力会会員である当該業者が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。					

様式3

## 随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	普通河川茂名川 河川浚渫工事		
	業務概要	河川浚渫工事 ・掘削(小規模(標準)) ・土砂等運搬(土砂：現場～仮置) ・積込(土砂：仮置) ・土砂等運搬(土砂：仮置～宝贝) ・交通誘導警備員(作業時のみ：2日間)	一式 50m3 50m3 50m3 50m3 一式	
	契約金額	金726,000円(消費税及び地方消費税を含む)		
	契約締結日	令和3年5月6日		
	契約期間	令和3年5月6日 ~ 令和3年5月21日		
	契約の相手	館山市正木828番地の4 睦建設 株式会社		
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下		
	2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」			
	4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき			
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき			
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき			
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
	9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由				
<p>茂名区長より、当該河川は令和元年台風において度重なる越水を経験しており、梅雨時を控え、沿道の水稲に影響が出ないよう、早急に河川内の浚渫を行ってほしいと、強い要望がされた。現場を確認したところ、河川内に土砂が堆積しており、河川断面を著しく阻害しており、河川増水の原因となっている。再び、河川越水することは、沿道の圃場に影響を及ぼすだけでなく、河川護岸の崩壊及び市道の損失の可能性が大きく、大変危険な状態である。</p> <p>早急に現状を打開するため、館山市建設協力会に依頼をしたところ協力会会員である睦建設 株式会社が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。</p>				

様式3

## 随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	マンホールポンプ場点検及び修繕工事	
	業務概要	点検及び修繕工事	
	契約金額	金396,000円（消費税及び地方消費税を含む）	
	契約締結日	令和3年6月16日	
	契約期間	令和3年6月17日 ~ 令和3年9月30日	
	契約の相手	神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号 新明和アクアテクサービス（株） 関東センター	
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下	財産の売払い 30万円以下
		財産の買入れ 80万円以下	物件の貸付け 30万円以下
		物件の借入 40万円以下	その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき			
9号 落札者が契約を締結しないとき			
随意契約理由			
<p>両マンホールポンプ施設は、地形的な理由により自然流下させることが困難な地域において、生活排水や雨水を排除するための施設で、ポンプ2機を交互運転し排水を行っている。</p> <p>那古マンホールポンプ場では、換気ファンの故障により漏電となってしまう、ポンプが作動しなかったことによって道路冠水し、沿道住民の出入りが出来なくなり、生活に多大な支障をきたしてしました。</p> <p>また湊マンホールポンプ場においても、常に水位計の異常警報ランプが作動している状況であるため、早急に修繕工事を実施する必要がある。</p> <p>当該業者は、既設ポンプの製造業者であり、資器材調達においても有利なことから、早期に現状回復することが可能な業者である。</p>			

様式3

随意契約理由書

担当課
環境センター

契約内容	契約件名	給水管漏水調査・修繕工事			
	業務概要	館山市清掃センターにおける生活用給水管の漏水調査並びにその修繕を行う。			
	契約金額	金2,332,000円（消費税及び地方消費税を含む）			
	契約締結日	令和3年5月6日			
	契約期間	令和3年5月6日 ~ 令和3年7月30日			
	契約の相手	館山市上野原294-3 (有)亀入ポンプ店			
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項各号）	1号 少額随契	工事又は製造の請負	130万円以下	財産の売払い	30万円以下
		財産の買入れ	80万円以下	物件の貸付け	30万円以下
		物件の借入	40万円以下	その他のもの	50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき			
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき			
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき					
9号 落札者が契約を締結しないとき					

随意契約理由

清掃センターの生活用給水管において、日当たり12t以上の漏水が判明したが、給水管は建物の地下に配管されているため、職員による漏水個所の特定は出来なかった。  
 このまま放置すると、水道使用料が増大し、清掃センター運営業務に支障をきたす恐れがあるため、速やかに漏水個所の特定並びにその修繕を行う必要がある。  
 そこで、漏水調査業務と管工事に業者登録のある業者のうち、当施設の給水管経路に詳しく、直ちに着手が可能である本業者と随意契約を締結し、漏水個所の修繕を行うものである。



様式3

## 随意契約理由書

担当課

建設課

契約内容	契約件名	古茂口地内法定外道路 陥没復旧工事	
	業務概要	陥没復旧工事 一式 ・As舗装版切断破碎運搬 1式 ・掘削 1式 ・資材運搬(碎石：房州物流置場～現場) 2.3m3 ・資材運搬(管渠：防災機材庫(二子)～現場) 1回 ・暗渠管敷設( 300 L=5.0m) 1式 ・埋戻 1式 ・As舗装復旧(合材支給品) 1式 ・回送(6 t 以下) 2回 ・諸経費 1式	
	契約金額	金352,000円(消費税及び地方消費税を含む)	
	契約締結日	令和3年6月18日	
	契約期間	令和3年6月18日 ~ 令和3年7月30日	
契約の相手	館山市北条1890番地 株式会社 山崎工務店		
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契	工事又は製造の請負 130万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の借入 40万円以下	財産の売払い 30万円以下 物件の貸付け 30万円以下 その他のもの 50万円以下
	2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」	不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」		
	4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」	新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき		
	6号 競争入札に付することが不利と認められるとき		
	7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき		
	8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき		
	9号 落札者が契約を締結しないとき		
随意契約理由			
<p>古茂口地内の法定外道路の舗装面が陥没した。陥没に伴い、道路が通行止めの状態となり、利用者の生活に影響が生じている。舗装の下は空洞となっており、更なる被害の拡大が懸念される。</p> <p>早急に現状を打開するため、館山市建設協働会に依頼をしたところ協働会会員である株式会社 山崎工務店が適任であると選任されたことから随意契約により工事を行うものとする。</p>			

様式3

## 随意契約理由書

担 当 課
建設課

契約内容	契約件名	3年災 災害復旧工事（茂名地内法定外道路 倒木等撤去工事）		
	業務概要	倒木等撤去工事 一式 ・倒木等伐採・撤去及び運搬 一式		
	契約金額	金586,300円(消費税及び地方消費税の額を含む)		
	契約締結日	令和3年6月21日		
	契約期間	令和3年6月21日 ~ 令和3年7月30日		
	契約の相手	館山市長須賀155番地 新和緑地建設 有限会社		
	根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	1号 少額随契 工事又は製造の請負 130万円以下 財産の売払い 30万円以下 財産の買入れ 80万円以下 物件の貸付け 30万円以下 物件の借入 40万円以下 その他のもの 50万円以下		
2号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき				
3号「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」				
4号「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき				
5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき				
6号 競争入札に付することが不利と認められるとき				
7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき				
8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき				
9号 落札者が契約を締結しないとき				
随意契約理由				
<p>令和3年6月19日から20日の降雨により、茂名地内法定外道路に倒木及び法面の崩落が発生した。当該箇所は令和元年台風における被害が表面化したもので、隣接する宅地や農地が危険な状態となっている。この状態では崩落を誘発し、宅地への被害が懸念されるため、直ちに機能回復をして欲しいと所有者より要望があった。早急に現状を打開するため、「地震等の災害応急対策に関する業務協定」に基づき、建設協力会へ復旧工事を依頼したところ、協力会会員の新和緑地建設(有)は当該現場に精通しており、災害応急対策の経験が豊富なことから適任であると選任されたので、随意契約により工事を行うものとする。</p> <p>本工事の工事請負契約は、平成19年4月23日締結の「地震等の災害応急対策に関する業務協定」第10条の規定に基づき、災害応急業務費用請求書により請負額を決定した後、契約を締結する。なお、上記根拠規定により、建設協力会会員の新和緑地建設(有)と随意契約を締結するものである。</p>				